



# 転入・転出のときは

## 転入するときは 市民課市民係

転出地の市区町村が発行した転出証明書を持って(特例転入を除く)、昭島市内に住み始めた日から14日以内に、市役所市民課または東部出張所で手続きをしてください。詳しくは、52ページをご覧ください。  
外国籍の方は、54ページをご覧ください。

手続き	内容	担当部署
マイナンバーカード、住民基本台帳カード	新住所を記載しますので、お持ちのカードの手続きをしてください。	市民課市民係
印鑑登録	必要な方は、新たに登録・申請をしてください。53ページをご覧ください。	
国民健康保険	前住所地で国民健康保険に加入していた方は、転入届の手続き後、保険証を郵送します。すでに国民健康保険に加入している世帯に入る方にも保険証を郵送します。	保険年金課保険係
国民年金	海外から転入した20歳以上60歳未満の方(厚生年金などに加入していない方)は手続きをしてください。その他の方は手続きは必要ありません。	保険年金課年金係
後期高齢者医療	前住所地で後期高齢者医療制度に加入していた方は、転入届の手続きの後、保険証を郵送します。	保険年金課 後期高齢者医療係
介護保険	前住所地で要介護認定を受けていた方は、要介護度を引き継ぐことができませんので、手続きをしてください。	介護福祉課 介護保険係
障害者手帳	障害者手帳をお持ちのうえ、手続きをしてください。	
㊦医療証	所得証明書(前住所地で発行)、健康保険証、交付状況連絡票(前住所地で発行)をお持ちのうえ、手続きをしてください。	障害福祉課 障害福祉係
心身障害者福祉手当	所得証明書(前住所地で発行)またはマイナンバーカード、口座番号が分かるものをお持ちのうえ、手続きをしてください(一部対象外)。	
公立小・中学校	転入の届け出をすると、学校指定通知書が発行されます。この通知書と、今まで通学していた学校の在学証明書、教科書給与証明書をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。	教育総務課学務係
保育施設・幼稚園	他の市区町村の保育施設・幼稚園に入園しているお子さんで、引き続き同じ施設への通園を希望するときは、手続きをしてください。なお、昭島市内の保育施設・幼稚園への入園を希望するときは、新規申し込みの手続きをしてください。	子ども子育て支援課 子ども子育て支援係
児童手当、 ㊦医療証、㊧医療証、 ㊨医療証	前住所地で児童手当を受けていた方、子どもの医療費助成制度(0~18歳)のお子さんがある方は、健康保険証、手当振込口座番号が分かるものをお持ちのうえ、手続きをしてください。	子ども子育て支援課 手当・医療助成係
水道の使用開始	水道部業務課 <a href="tel:543-6111">TEL 543-6111</a> へ連絡してください。また、インターネットからも手続きできます(詳しくは、市ホームページ「水道使用(開始・停止等)のご連絡」へ)。	水道部業務課
飼い犬の登録	前住所地での飼い犬の登録方法(鑑札またはマイクロチップ)を確認のうえ、連絡してください。	環境課環境保全係
新築・改築したとき	住居表示実施区域に建物を新築・改築したときは新しい住所を作る手続きが必要です。73ページをご覧ください。	市民課市民係

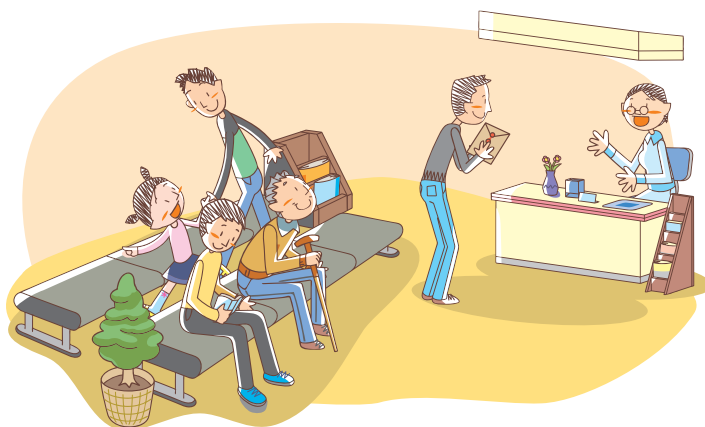
## 転出するときは 市民課市民係

引っ越しの前後14日以内に、市役所市民課または東部出張所へ届け出てください。転出証明書を発行します。なお、郵送で転出届を提出することもできます。この場合、市から転出証明書を郵送しますので、到着までに数日かかります。

手続き	内容	担当部署
マイナンバーカード、住民基本台帳カード	国外に転出する方は、お持ちのカードの手続きをしてください。	市民課市民係
印鑑登録	印鑑登録証をお持ちの方は返却してください。	
国民健康保険	国民健康保険証を、保険年金課保険係、東部出張所、あいぽっくのいずれかに返却してください。	保険年金課保険係
国民年金	海外に転出する第1号被保険者の方は手続きをしてください。	保険年金課年金係
後期高齢者医療	転出先の市区町村から新しい保険証が届いたら、これまで使用していた保険証を返却してください。	保険年金課 後期高齢者医療係
介護保険	介護保険被保険者証をお持ちの方は返却してください。要介護認定を受けている方は、転出先の市区町村で介護認定を引き継ぐ方法を説明します。	介護福祉課 介護保険係
障害者手帳	障害者手帳をお持ちのうえ、転出先の市区町村で手続きをしてください。	
㊦医療証	㊦医療証をお持ちのうえ、交付状況連絡票の発行を受けた後、転出先の市区町村で手続きをしてください。	障害福祉課 障害福祉係
心身障害者福祉手当	所得証明書、口座番号が分かるものをお持ちのうえ、転出先の市区町村で手続きをしてください。	
公立小・中学校	今まで通学していた学校から在学証明書と教科書給与証明書を受け取り、転出先の市区町村で指定された学校へ提出してください。	教育総務課学務係
保育施設・幼稚園	保育施設・幼稚園に入園しているお子さんは、早めに連絡してください。引き続き昭島市内の保育施設・幼稚園への通園を希望するときも、退園するときも手続きをしてください。	子ども子育て支援課 子ども子育て支援係
児童手当、㊧医療証、㊨医療証、㊩医療証	児童手当、子どもの医療費助成制度(0～18歳)を受けている方は、㊧医療証、㊨医療証、㊩医療証をお持ちのうえ、手続きをしてください。	子ども子育て支援課 手当・医療助成係
水道の使用中止	水道部業務課 <a href="tel:543-6111">TEL 543-6111</a> へ連絡してください。また、インターネットからも手続きができます(詳しくは、市ホームページ「水道使用(開始・停止等)のご連絡」へ)。	水道部業務課
飼い犬の登録	犬の鑑札をお持ちの方は、鑑札をお持ちのうえ、転出先の市区町村で変更手続きをしてください。マイクロチップの登録をしている場合は、転出先の市区町村へ手続き方法を確認してください。	環境課環境保全係

転入・転出のときは

他市区町村に転入するときは、それぞれ手続きが必要です。左のページを参考にさせていただくか、転入する市区町村に必要書類などを確認してください。



〈 広告 〉

**J:COM** なら  
まとめておトク!

  
テレビ

  
ZAQ

  
テレビ

  
ZAQ

  
テレビ

  
ZAQ

お問い合わせはこちら!

**0120-989-989** AM9:00～PM6:00  
(年中無休)

※発信者番号を非通知に設定されている場合は、0120の前に「186」を付けてお電話ください。

Webでも! [jcom](http://jcom)

\*1 別途各社とのご契約・各社が定めた月額利用料金などが必要となる場合あり。詳しくは各社まで。【ご注意】※各サービスのご利用・解約・サービス変更には工事費/手数料/初月費用および月額基本料金などが発生。※サービスにより契約期間・解約料金などが異なる。 ※2023年9月末現在(一部除く)。 ※「J:COM MOBILE」を除きJ:COMサービスのお申し込みは、J:COMエリアにお住まいの方に限る。なおJ:COMエリア内であっても、住所や建物によっては利用いただけない場合あり。 ※一部サービスのみお客さまご自身で設置可能。 ※会社名・製品名・サービス名は、各社の登録商標または商標。一部申請中のものを含む。 ※イラストはすべてイメージ。

**J:COM**